

今日も無事故をおみやげに

あなたのため、家族のために狩猟事故を防ぎましょう

◎ 銃口から出た弾は元に戻りません

- 矢先の確認（絶えず「人かもしれない」の意識を持ちましょう）
- 脱包の励行（弾は抜いたか、念のためにもう一度）
- 水平撃ちはしない（安土・バックストップはありますか）
- 転倒による暴発に注意（獲物を追うときも、まず足元の確認を）
- 電線等の付近での発砲はしない

◎ 猟犬の管理は狩猟者の責務です（責任を持って回収しましょう）

◎ わなの見回りはこまめに（錯誤捕獲の予防、獲物をいためないためにも）

◎ 体調がすぐれないときは無理をしない（不安を感じたら引き返しましょう）

- 狩猟者記章は、胸部又は帽子につけなければなりません。
- 狩猟者登録証は、裏面に報告事項を記入のうえ、狩猟期間が終了したら 30 日以内に返納してください。
※ 鳥獣の捕獲情報の収集にご協力ください。
- 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部改正（平成 19 年 4 月 16 日施行）で次の猟法は禁止されています。
 - ① 鳥類並びにヒグマ及びツキノワグマの捕獲等をするため、わなを使用する方法
 - ② イノシシ及びニホンジカの捕獲等をするため、くくりわな（輪の内径が 12cm を超えるもの（※ただし長野県では、第二種特定鳥獣管理計画に基き、径の規制を一部解除しています。）、締め付け防止金具が装着されていないもの、よりもどしが装着されていないもの又はワイヤーの直径 4mm 未満のものに限る。）、おし又はとらばさみを使用する方法。
 - ③ ヒグマ、ツキノワグマ、イノシシ及びニホンジカ以外の獣類の捕獲等をするため、くくりわな（輪の内径が 12cm を超えるもの、締め付け防止金具が装着されていないものに限る。）、おし又はとらばさみを使用する方法。
- 無線機やドッグマーカーは電波法令に準拠した規格・性能のものを、ルールに従って使用しましょう。